

# 第1章 すべての人が尊ばれ、その個性が発揮できるまち

## (1) 市民すべてが平和を希求するとともに、互いの存在を尊重し信頼しあい、いかなる差別もなく、一人ひとりが大切にされる人権文化のまちをめざします

### ① 基本的人権の尊重

#### 基本的方向

1948年（昭和23年）12月に「世界人権宣言」が国連総会において採択されてから60年以上を経たにもかかわらず、世界では依然として民族紛争や地域紛争による深刻な人権侵害が起きています。わが国においても、差別や虐待によるさまざまな人権侵害があとを絶たず、人権に対する取り組みの重要性はますます高まっています。

泉南市では、これまでも、さまざまな人権問題を課題としてその解決に努めてきました。しかしながら、2010年（平成22年）に実施した「第5次泉南市総合計画策定にかかる\*市民意識調査」の結果では、人権について、「守られている」または「まあ守られている」とする回答者は半数に達しないなど、市民の実感においても人権課題が残されていることを示しています。

このため、市民の一人ひとりが、かけがえのない存在として互いの人権を尊重する意識を日常生活のなかで育み、だれもが自分らしく生きいきと暮らし、人権文化のあふれる社会の構築をめざします。

#### 施策

##### 1) 人権啓発・人権教育の推進

さまざまな人権課題について市民すべてが自らの課題としてとらえ、人権意識の高揚につなげるとともに、一人ひとりが尊重される人権文化豊かなまちづくりをめざします。

特に学校教育においては、一人ひとりの児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることを目標に、知識・態度・技能の3側面の獲得をめざした取り組みをすべての学校で推進します。

## 2) 人権擁護体制の充実

人権が侵害されたり、されるおそれがある人に対して、人権擁護委員や関係団体との密接な連携のもとに、解決に向けての的確な助言や情報提供をおこなうなど、相談・救済をはじめとする人権擁護体制の充実を図ります。

## 3) 人権課題解決のための施策推進

これまで取り組んできた人権施策の成果の上に立ち、協働のコミュニティづくりなどを通じて、同和問題や高齢者・障害者そして女性への暴力・虐待は許さないという社会的動向を構築します。

## 4) 子どもの権利の擁護

子ども施策についての理念を統一し、関連分野の関係者が連携して権利擁護をはじめとした子ども施策に総合的に取り組むため、2012年（平成24年）10月より「泉南市子どもの権利に関する条例」を施行し、子ども施策の推進に努めます。また子どもに対する虐待についても、関係機関の連携を緊密にし、その防止に努めます。

# ②恒久平和の実現

## 基本的方向

日本国憲法は恒久平和主義をその理念とし、戦争の放棄をうたっています。泉南市においても1984年（昭和59年）に非核平和都市宣言をおこない、恒久平和の理念を市政に活かすことを誓いました。

第2次世界大戦などの戦争を経験した人が少なくなっていくなかで、その悲惨な体験が継承されるよう、また生命や平和の大切さが常に認識されるよう取り組んでいきます。

## 施策

### 1) 平和施策の推進

非核平和の理念を市政に反映するとともに、啓発活動や講座事業などを通じて平和の大切さを訴え、また継承していきます。

# ③国際交流・多文化共生の推進

## 基本的方向

社会・経済のあらゆる面でのグローバル化が進展してきました。泉南市は市域に関